

重要

令和6年4月

住宅宿泊事業者 各位

京都市保健福祉局医療衛生推進室
医療衛生センター長

令和6年度の届出住宅の施設管理運営状況調査について

日頃は、本市生活衛生行政に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。
本市では、宿泊者、住民双方の安全・安心で良好な環境の確保等を図るため、住宅宿泊事業法における届出住宅の立入検査を行い、適切に運営していただいているか確認等をしております。

今年度は、一部の届出住宅の立入検査の代わりにWEB調査（書面調査）とさせていただきます。

つきましては、貴方が届出している下記の届出住宅について、現在の運営方法等を①WEB回答フォーム又は、②同封している「届出住宅の営業状況等に関する回答書」により御回答ください。

本文書は営業者様のみを送付していますが、回答について、管理者様等が行っていただくことも可能です。

なお、回答いただいた場合であっても本市職員が立入検査を実施することがありますので、御承知おきいただくとともに、御対応お願いいたします。また、本市職員による立入検査がない場合でも、標識を適切に掲示していただいているか確認するため、連絡なく施設の外観については調査させていただきますので、御承知おきください。

また、今年度は、人を宿泊させる間、不在となっていないか又は現地対応管理者を適切に駐在させているかについて、事前予告なく抜き打ちで朝又は夜に訪問し、確認する可能性がありますので、併せてお知らせします。

提出期限：令和6年7月31日（水）（必着とします。）

報告方法：WEB回答フォーム*、メール、FAX又は郵送のいずれかの方法により、株式会社JTB 京都支店（宿泊施設調査事務局）に提出してください。

記

※ 可能な限り、WEB回答フォームから御回答下さいませようお願いします。

WEB回答フォーム



- 1 回答対象施設 封筒に記載の施設
- 2 回答書の提出先【窓口（本市業務委託先）】
株式会社JTB 京都支店（宿泊施設調査事務局）
〒600-8023 京都市下京区河原町通松原上る2丁目富永町338 京阪四条河原町ビル7階
TEL：075-365-7715 FAX：075-365-7713 Mail:ryokangyo_chosa@jtb.com
- 3 WEB回答フォーム 「京都市情報館」（京都市公式HP）のサイト内検索で「325034」と検索する方法でもアクセスできます。
- 4 備考 回答書の提出を拒まれた場合又は提出をいただけない場合は、住宅宿泊事業法令等に基づき、本市職員による立入検査や報告徴収を行う場合があります。

京都市保健福祉局医療衛生推進室
医療衛生センター宿泊施設適正化担当
TEL：075-585-5653 FAX：075-251-7235
Email：ryokangyo@city.kyoto.lg.jp

(参考)

○ 住宅宿泊事業法(抄)

(業務改善命令)

第15条 都道府県知事は、住宅宿泊事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、住宅宿泊事業者に対し、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(業務停止命令等)

第16条 都道府県知事は、住宅宿泊事業者がその営む住宅宿泊事業に関し法令又は前条の規定による命令に違反したときは、一年以内の期間を定めて、その業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 都道府県知事は、住宅宿泊事業者がその営む住宅宿泊事業に関し法令又は前条若しくは前項の規定による命令に違反した場合であつて、他の方法により監督の目的を達成することができないときは、住宅宿泊事業の廃止を命ずることができる。

3 都道府県知事は、前2項の規定による命令をしたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を住宅宿泊事業者に通知しなければならない。

(報告徴収及び立入検査)

第17条 都道府県知事は、住宅宿泊事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、住宅宿泊事業者に対し、その業務に関し報告を求め、又はその職員に、届出住宅その他の施設に立ち入り、その業務の状況若しくは設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 略

3 略

(罰則)

第76条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(中略)

(5) 第17条第1項、第45条第1項若しくは第2項若しくは第66条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

○ 京都市住宅宿泊事業の適正な運営を確保するための措置に関する条例(抄)

(報告徴収及び立入検査)

第18条 市長は、住宅宿泊事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、住宅宿泊事業者に対し、その業務に関し報告を求め、又は市長が指定する職員に、届出住宅、住宅宿泊事業者の営業所及び事務所その他の施設に立ち入り、その業務の状況若しくは設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者及び宿泊者に質問させることができる。

2 略

3 略

必ずお読みください

1 回答対象施設について（令和6年3月31日時点で届出がある施設）

①封筒に記載の施設又は②別紙に記載の施設が回答対象の施設です。

2 回答について

- (1) 届出住宅毎に御回答下さい。
- (2) 回答は、回答フォームに入力いただく又は、同封している回答書を使用して下さい。
- (3) 同封している回答書で足りない場合は、お手数ですが回答書をコピーしていただくか、WEB回答フォームにより回答いただく等をお願いします。

【URL】 <https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000325034.html>

【京都市情報館】 サイト内検索で「325034」と検索

可能な限り、回答フォームにより御回答下さいますようお願いいたします。

WEB回答フォーム



3 回答書の提出先

株式会社 J T B 京都支店（宿泊施設調査事務局）

〒600-8023 京都市下京区河原町通松原上る2丁目富永町338 京阪四条河原町ビル7階

TEL : 075-365-7715 FAX : 075-365-7713 Mail: ryokangyo_chosa@jtb.com

4 提出書類について

- (1) 営業している場合 ⇒ 回答書を提出してください。
- (2) 廃業している場合 ⇒ 廃止届^{*1}を提出してください。

この書類のほか、住所や連絡先等の届出内容を変更している場合は、変更届^{*2}も提出してください。

※1 廃止届の様式は同封している「第3号様式」です。

※2 変更届の様式は、京都市情報館(京都市のホームページ)に掲載しております。【ページ番号 287870】
変更の内容によっては住民票等、別途書類が必要になりますので、事前に御相談ください。

サイト内検索で「住宅宿泊 変更」で検索可能

【問合せ先】 京都市医療衛生センター 宿泊施設適正化担当（平日 8:30~17:00）

【変更・廃止届、定期報告】

住宅宿泊事業審査：075-748-1313

〒604-0835

京都市中京区御池通高倉西入高宮町200番地

【適正な運営の監視指導】

宿泊施設監視指導：075-585-5653

千代田生命京都御池ビル2階

FAX:075-251-7235 Email: ryokangyo@city.kyoto.lg.jp

<注意！> 「回答書」と「変更届、廃止届」の提出先は異なります。